



「新型コロナウイルス感染症」対策本部を設置 安全・安心確保に全力で取り組みます

本紙は3月3日時点の情報です。最新情報は市のホームページでご確認ください

市は、新型コロナウイルス感染症に迅速かつ冷静な対応を図るため、2月27日(木)、市長を本部長とする「西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。3月1日(日)には、新型コロナウイルスの感染者を市内で初めて確認しました。市民の皆さんにおかれましては、かぜや季節性インフルエンザと同様に手洗いや咳エチケットなどの感染症対策に努めていただくようお願いいたします。市としましては、引き続き市民の安全・安心を確保するため、全力で対策を講じていきます。



☎ 電話相談窓口はこちら

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターへご連絡ください。その他の一般的な相談については市の電話相談窓口へ。

■ 帰国者・接触者相談センターに相談する目安

右記のいずれかの症状がある人は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。 ※高齢者や基礎疾患等のある人は重症化しやすいため、右記の状態が2日程度続く場合にも相談を

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人 (解熱剤を飲み続ける必要があるときを含む)
- 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある人

医療的な 相談について

帰国者・接触者相談センター
☎ 0798・26・2240
 受付時間: 午前8時45分～午後9時
 (土・日曜、祝・休日含む)
 FAX番号: 0798・33・1174

一般的な 相談について

市の電話相談窓口
☎ 0798・35・3456
 受付時間: 午前8時45分～午後7時
 (土・日曜、祝・休日含む)

厚生労働省 の電話相談窓口

フリーダイヤル
☎ 0120・565653
 受付時間: 午前9時～午後9時
 (土・日曜、祝・休日含む)
 FAX番号: 03・3595・2756

※新型コロナウイルス感染症以外の病気が多い状況のため、インフルエンザ等の心配がある場合は通常通りかかりつけ医等にご相談ください

■ 市の施設の休館等について

感染拡大防止のため当面の間、多数の人が屋内に集まる施設については、休館・休業いたします。また、開館する施設でも利用可能なスペースを制限いたします。各施設での相談業務等の実施状況については問合せを。

※市外局番のないものは《0798》

休館期間	施設・事業	運営状況	問合せ
当面	甲山自然環境センター	休館	72・0037
	環境学習サポートセンター	休館	67・4520
	北山緑化植物園	建物施設は休館	72・9391
	甲子園浜自然環境センター	休館	49・6401
	子育て総合センター	一部休業	39・1521
	子育てひろば	詳細は各ひろばへ	
	児童館	休館	39・1521
	みやっこキッズパーク	休園	39・1521
	リサイクルプラザ	休館	22・6601
	西宮市大谷記念美術館	休館	33・0164
~3/15	山東自然の家	休館(※1)	35・3873
~3/25	総合福祉センター	一部利用不可	35・3767
	老人いこいの家・老人福祉センター	休館(※2)	35・3077
~3/31	芦乃湯・大黒会館	集会施設は休館	67・3300
	屋内運動施設	休館	各施設へ

休館期間	施設・事業	運営状況	問合せ
~3/31	共同利用施設	休館	35・3197
	勤労福祉施設	休館(※1)	34・1662
	公民館	休館(※1)	各館へ
	市民交流センター	休館	65・2251
	消費生活センター	一部利用不可	69・3156
	市立郷土資料館	休館	33・1298
	大学交流センター	休館(※1)	69・3155
	男女共同参画センターウエーブ	休館(※1)	64・9495
	地区市民館・広田山荘	休館	35・3197
	図書館・図書館分室	休館(※3)	33・0189
	名塩和紙学習館	休館	0797・61・0880
	西宮市貝類館	休館	33・4888
	西宮市情報センター	休館	32・8899
	船坂里山学校	一部利用不可	35・3276
	平和資料館	休館	33・2086
	ホール・ギャラリー	休館(※4)	各施設へ
	若竹生活文化会館	休館(※1)	67・7171

(※1)施設予約、窓口での返金手続きは実施 (※2)北口老人いこいの家は31日まで休館 (※3)予約図書の出借と資料の返却は可 (※4)市民会館は10日から休館。市民ギャラリーは開館、北口ギャラリーは一部利用不可

■ 施設使用料の還付について

公民館等では、感染拡大防止のため施設使用をキャンセルするグループ・団体等に使用料を還付します。問合せは各施設窓口へご連絡を。

■ 事業者の皆様へ

感染症の流行により影響を受けた、または、経営の安定に支障が生じている中小企業者等の資金繰りを支援するため、以下の制度が実施されています。問合せは商工課(0798・35・3326)へ。

▶セーフティネット保証制度4・5号の認定…認定要件、必要書類等は市のホームページ(4号のページ番号:61694058、5号:63545252)に掲載

▶県融資制度…案内書、申込書は市のホームページ(ページ番号:59376642)に掲載

■ 確定申告・市県民税 期限延長

令和元年(2019年)分の所得税・消費税等の確定申告・市県民税の申告は、受付期限が4月16日まで延長されました。

新型コロナウイルス 一刻も早い収束に向けて一致協力を

本市においても新型コロナウイルスの感染が確認される事態となりました。市としては、緊急事態と位置づけ、感染拡大の防止と一刻も早い収束に向けた体制を取るべく、一層対策を強化して参る所存です。

市民の皆様におかれましても、是非とも市と同様に、感染拡大防止のために不要・不急の外出を控えるとともに、可能な限り、テレワークなどの活用や休暇の取得をしていただき、接触機会を減らしていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。最も大切なのは、手洗い、うがいや、十分な睡眠、栄養のある食事を通じて自己免疫力を高めていくことです。それぞれの市民の皆さんのご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

市といたしましては、今後も日々変化する状況を注視し、医療機関等と連携を密にしながら、一日も早い事態の鎮静化に向けて全力を尽くしてまいります。



西宮市長 石井 登志郎